

奈良県薬事研究センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月三十日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第四十四号

奈良県薬事研究センター条例の一部を改正する条例

奈良県薬事研究センター条例（平成十五年三月奈良県条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「御所市」を「桜井市」に改める。

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。